

令和5年度（2023）第4回出雲市議会（定例会）委員会開催結果

【文教厚生委員会】

議第45号 出雲市国民健康保険条例の一部を改正する条例 ○ 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布により、出産する国民健康保険の被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料の軽減措置が講じられることに伴い、所要の条例改正を行うもの	審査結果
	可決に 全員賛成

議第46号 出雲市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 ○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、障がいがある人の生活の妨げとなる社会的障壁の除去について、事業者による合理的配慮の提供が義務付けられることに伴い、所要の条例改正を行うもの	審査結果
	可決に 全員賛成

議第47号 出雲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ○ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行うもの	審査結果
	可決に 全員賛成

議第50号 出雲市手数料条例及び出雲市印鑑条例の一部を改正する条例 ○ 「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正により、移動端末設備利用者証明用電子証明書が搭載された移動端末設備（スマートフォン）を使用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機で住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付が可能となったことに伴い、所要の条例改正を行うもの	審査結果
	可決に 全員賛成

陳情第2号 子どもの医療費の無償化に関する陳情 ○ 小学校卒業までの医療費の無償化を求めるもの	審査結果
	不採択に 賛成多数

不採択とすべき理由・意見

市においては様々な子育て施策が行われており、また、医療費助成については、これまでも拡充されてきているところである。限られた財源の中でのさらなる財源確保は難しく、また、国や県において一律の制度を設けるべきものである。

陳情第3号 学童保育の充実に関する陳情 ○ 学童保育の時間拡充を求めるもの	審査結果
	趣旨採択に 賛成多数

趣旨採択とすべき理由・意見

児童クラブを充実させていく必要性は十分に理解できるが、児童クラブの人材確保が厳しい現状からは、職員の負担がさらに増大する時間拡充は難しいと考える。

令和5年度（2023）第4回出雲市議会（定例会）委員会開催結果

【文教厚生委員会】

陳情第4号 保育料の負担軽減に関する陳情 ○ 「第1子保育料を含めた保育料負担の軽減」など3項目について求めるもの	審査結果
	不採択に賛成多数

不採択とすべき理由・意見

市は保育料の一部負担軽減施策を実施しているところであり、限られた財源の中でのさらなる財源確保は難しく、また、国や県において全国一律の制度を設けるべきものである。

陳情第5号 子の看護休暇の周知に関する陳情 ○ 令和3年1月に制定された子の看護休暇取得の周知について行政から市民（企業）への働きかけを求めるもの	審査結果
	採択に賛成多数

陳情第6号 インフルエンザ予防接種費用の助成に関する陳情 ○ インフルエンザ予防接種費用の助成を求めるもの	審査結果
	趣旨採択に賛成多数

趣旨採択とすべき理由・意見

願意は理解できるが、現在、任意接種となっているインフルエンザ予防接種については、今後国において定期接種化を検討すべきものであり、引き続き市として国に要望すべき。

陳情第8号 新型コロナワクチン接種のインフォームド・コンセント、健康被害への補助に関する陳情 ○ 特例承認ワクチン接種後の健康被害を最小限に抑えるため、厳格なインフォームド・コンセントを対象の医療機関に課すること、また、予防接種後の健康被害救済制度を市独自に制定し、申請する被害者への手続き支援や経済的な救済を行うことを求めるもの	審査結果
	不採択に賛成多数

不採択とすべき理由・意見

新型コロナワクチン接種前に、医師から説明や問診がなされており、市としては、健康被害救済制度の申請書類等の作成支援を行っている。また、救済措置は国が実施すべきものであり、市は健康被害の検証をする立場にない。

陳情第9号 インフォームド・コンセント理解増進条例等の制定を市に求める陳情 ○ 医療の受益者である市民が本来実施されるべきインフォームド・コンセントに対する無知、無理解に起因する権利侵害を防ぐため、インフォームド・コンセント理解増進条例等の制定を求めるもの	審査結果
	不採択に全員賛成

不採択とすべき理由・意見

インフォームド・コンセントは、国の指針に基づいて、医療機関の責任において実施されるものであり、市として条例等を制定するまでの必要性はないと考えられる。